

第6回岡上地区住居表示検討委員会摘録

日 時：令和2年12月15日（火）午前10時30分～午前11時20分

場 所：岡上公会堂

出席者：岡上地区住居表示検討委員会委員（欠席3名）

事務局：戸籍住民サービス課 田中課長補佐、萩本

【議題（1）】第5回検討委員会における検討内容の確認

○事務局が作成した摘録の内容について確認し了承された。

【議題（2）】新町界・新町名（案）の確認及び承認について

○検討委員会における最終案について確認した。

○配布したチラシについての市民意見を紹介した。

（1人目：岡上地区の居住者の代理人）

- ・岡上の住居表示の実施の時期は、いつなのか。
- ・住居表示を行なう理由と基準はなにか。
- ・1丁目の順番は、どこから始まるのか

（2人目：実施予定地区居住者）

- ・正誤表について質問（非実施地区という表現について）
- ・東京ガス以外でも、大手がある。他のガス会社における手続きも、不要にならないか。
- ・次回の検討委員会はいつなのか。

（3人目：実施予定地区居住者）

- ・意見先が検討委員会ではなく、市の番号なのは、なぜか。
- ・自営業や企業（法人）を営む者は、住所の表記が変わると影響が非常に大きい。年配の方は住居表示がどのようなものかわからないだろう。
- ・海外からの配送物が届かなかった場合、市が責任を負えるのか。

委 員：地域の住民より「配布された地図だと、自分が5丁目か6丁目なのか、わからない」という意見をいただいたが、どのように答えるべきか。

事務局：実際の住所がどうなるかは実施日の1カ月前に新住所の載った通知書を各戸へ配布します。こちらで、ご確認ください。

委員：町名の数字は、漢数字なのか、アラビア数字なのか。手続きするときは、どちらで表せばよいのか。

事務局：固有名詞としての町名であれば、漢数字で表しますが、住民票においてはアラビア数字で表します。町名の数字部分については自治体によっては取り扱いが異なるため、手続き先に案内されたとおりにご対応ください。

委員：最終案の右下の表が配布したチラシには、A地区、B地区等の記載となっていたが、今回表記が岡上1丁目、岡上2丁目と変更されているのは、なぜか。配布の際に地図の訂正をお願いしたが、その対応はされず、町内会で、わざわざ、訂正一覧を配った経緯があるが。

事務局：先に一部配布させていただいたところもあり、今後配布するところとの均等を考え、訂正して再印刷せず承認いただいたものを配る判断をした。今回の報告書に載せる地図については、この報告をもって変更させていただきたいと考えております。

委員：住居表示実施除外地区とあるが、除外という言葉は好ましくないなので、変えてほしい。

事務局：こちらは市民文化局長への報告で使用する地図だが、ご希望のあった非実施地区と表現すると、今後も実施しないように受け取れてしまうため避けたいと考えます。他の表現となると、やはり未実施地区としたいが、いかがでしょうか。

委員：将来、市街化調整区域の地区が、もしも住居表示をずとした場合を想定して、含みを持たせるということか。

事務局：そのとおりです。今回の実施については見送らせていただきましたが、今後については決定しておりませんので、未実施と表記いたします。

委員：承知した。

事務局：それでは、検討委員会における新町界・新町名については、資料2のとおりとして報告させていただきます。

委員：(異議なし。)

【議題 (3)】 今後のスケジュールについて

○資料3に基づき説明した。

委員：実態調査について伺う。建物等の形状を調査するようだが、どのような調査になるのか。家の中まで調査するのか。

事務局：家の中の調査はしておりません。屋外からの調査となり、建物の出入口の確認、住民票のない方の居住確認及び、法人の有無等の確認をしております。

委員：調査員は、調査員と分かる何かを携帯しているか。

事務局：調査員は腕章と身分証を携帯していますので、ご確認ください。

委員：どのように住居番号をつけるのか。また、家と家の間に空き地があった場合、将来その空き地に家を建てたとすると、同番になる可能性はないのか。もしくは飛び番を付すことはないのか。

事務局：街区と呼ばれるブロックの周りに、基礎番号と呼ばれる番号を1から付して、建物の出入り口がどの基礎番号にあたるかによって、住所を決定します。そのため、将来、建物が建ちそうなところには、その分、番号をあけて付していきます。これによって、順序よく住所を付すことができます。

委員：建て替え等によって、1つの建物を壊して複数の建物が建った場合はどうなるのか。

事務局：将来を見据えて基礎番号を付すため、番号に多少の余裕をつくり、建物が増えた場合も対応できるように調整します。

委員：アパートなどを所持していて、一部屋使用しているが、居住はしていない。その場合は住所を付してもらえないのか。空室に郵便は届くか。

事務局：実施の際は全ての建物に付番をするため、アパート等にも住所を付します。また、建物の新しい住所については、オーナー様（もしくは管理会社）にご通知によりお知らせします。そのため、建物がある場合には住所がないということはなく、郵便物等は届きます。

【議題 (3)】 その他

○今後の日程について質問

委員：我々は次回の検討委員会をもって解散となるのか。

事務局：住居表示を実施する年までは解散いたしません。御協力お願いします。